

印西市商工会は経営革新等支援機関に認定されています。

1. 経営革新等支援機関（認定支援機関）とは…

近年、中小企業の経営課題は多様化・複雑化してきており、そのため専門的知識を有する者による支援事業を通じ、課題解決の鍵を握る事業計画の策定等を行い、中小企業の経営を強化することが急務となっております。そこで、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業を行う者を認定し、また、中小企業基盤整備機構による様々なツールを活用した支援などその活動を後押しするための措置が講じられました。

2. 認定支援機関の具体的な役割

認定支援機関は、経営課題をかかえる中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現するため、以下の5つの役割を果たします。

- ①企業に密着したきめ細かな経営相談
- ②経営改善計画等の策定、中小企業の成長力の促進
- ③支援案件の進捗状況管理、フォローアップの実施等
- ④認定支援機関同士のネットワーク構築等
- ⑤中小企業会計要領等による信頼性のある計算書類の作成・活用の推奨

3. 主な施策の概要

現在、中小企業と認定支援機関が連携して取り組む施策は3つの柱に集約されます。

①補助金

中小企業が実施する試作品の開発や設備投資等を支援する「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」や、新たに起業・創業や第二創業を行う女性や若者を支援する「地域需要創造型起業・創業促進補助金」など

②税制

特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合、特別償却や税額控除が受けられる「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」

③融資

認定支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組む場合、信用保証協会の保証料減免が受けられる「経営力強化保証」や、認定支援機関の助言や指導を受けて新事業分野の開拓等を行う場合に融資が受けられる「中小企業経営力強化資金」など

※詳細のお問合せは印西市商工会 TEL. 0476-42-2750まで

「国の教育ローン」 ～ お子さまの教育資金をサポート！ ～

◆ご融資額◆ 学生・生徒一人あたり 350万円以内

◆利率◆ 年2.15%（固定金利）（平成27年5月11日現在）

※母子家庭・父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.75%

◆ご返済期間◆ 15年以内

※交通遺児家庭、母子家庭・父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は18年以内

◆元金据置期間◆ 在学期間内（元金据置期間はご返済期間に含まれます。）



詳しくは教育ローンコールセンターまたは松戸支店 国民生活事業へ



ハローコール
0570-008656

※お客さまが加入されている電話でご利用いただけない場合は、(03)5321-8656におかけください。

◆受付時間◆

月～金 / 9～21時
土曜日 / 9～17時

※日曜日、祝日、年末年始
はご利用いただけません。

「国の教育ローン」のほか事業資金融資も取り扱っております。詳しくは下記の支店窓口へお問い合わせください。



日本政策金融公庫

松戸支店 国民生活事業

日本政策金融公庫 松戸支店

千葉県松戸市本町7-10 ちばぎんビル5階

TEL:047-367-1191